

地域貢献地元企業の認定申請について

令和 8 年 4 月 15 日
新潟県柏崎地域振興局地域整備部長

柏崎地域振興局地域整備部（以下、「柏崎地域整備部」という。）では、管内の建設企業を地域貢献地元企業として認定し、特殊な技術を要しない土木一式工事等を発注しているところ です。

当該工事を発注するにあたり、令和 8・9 年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿に登載され、かつ地域貢献地元企業として認定した者の中から指名することになるので、希望する者は下記により申請してください。

記

1 申請期間

- (1) 定期申請 令和 8 年 4 月 15 日(水)から令和 8 年 5 月 14 日(火)まで
- (2) 随時申請については、地域保全型工事試行要領第 5 第 5 項のとおり

2 認定要件 (1)、(2)の要件をすべて満たし、かつ、(3)から(7)のうちの、いずれかの要件を満たす者であること。

- (1) 土木一式工事に関して、新潟県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 柏崎地域整備部管内に主たる営業所があること。または、県内に主たる営業所があり、かつ柏崎地域整備部管内に 10 年以上主たる営業所以外の（新潟県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている）営業所があること。
- (3) 過去 5 年度（申請日の属する年度の前年度から遡って 5 年間。以下同じ。）内に、柏崎地域整備部管内において、次の(ア)から(エ)に掲げるいずれかの実績を有すること。ただし、県管理施設とは、道路、河川、港湾施設等直接県民の共同使用に供される土木系の県管理施設に限る（以下同じ）。
 - (ア) 県管理施設の除雪
 - (イ) 平常時の県管理施設の点検・パトロール
 - (ウ) 災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査
 - (エ) 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事
- (4) 柏崎地域整備部管内において、過去 5 年度内に、次の実績を有すること。（なお、柏崎地域整備部管内に主たる営業所を有する場合に限る）
 - (ア) 県管理施設の維持管理業務（除草、雑木伐採、緊急的な補修業務等）
- (5) 柏崎地域振興局農業振興部管内において、過去 5 年度内に、次のいずれかの実績を有すること。
 - (ア) 土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）

- (イ) 災害発生前後の県管理の排水機場などの農業系施設の点検・被害状況調査
- (ウ) 国又は地方公共団体、土地改良区から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事
- (6) 長岡地域振興局農林振興部管内のうち柏崎地域整備部管内において、過去5年度内に、次のいずれかの実績を有すること。
 - (7) 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事
 - (イ) 森林整備活動等
- (7) 前号(3)から(6)に掲げる実績がない場合には、柏崎地域整備部管内において、過去5年度内に、次のいずれかの活動実績を有すること。
 - (7) 防災協定等による災害時の県への応援活動
 - (イ) 地域の安全・安心を支える活動（子供 SOS かけこみ 110 番、高齢者世帯の雪下ろし、地域清掃ボランティアなど）
 - (ウ) 地域貢献に関わる新分野進出（農業、環境分野など）
 - (エ) 地域における人材育成活動（地域を担う人づくり、インターンシップなど）
 - (オ) 消防団に対する協力活動（消防団協力事業所として柏崎地域整備部管内の市町村から認定を受けた場合に限る。）
 - (カ) 地域貢献に関わる、SDG s 達成に向けた取組（新潟県 SDG s 推進建設企業登録制度の認定を受けた者に限る。）

3 提出書類

- (1) 「柏崎地域整備部管内に主たる営業所を有する者」の場合
 - ・申請書
 - ・上記2(3)から(7)の要件に該当することを証する契約書等の写し 各1部
- (2) 「県内に主たる営業所があり、かつ柏崎地域整備部管内にその他の営業所を有する者」の場合
 - ・申請書
 - ・上記2(3)から(7)の要件に該当することを証する契約書等の写し
 - ・直近の建設業許可申請書に添付されている「営業所の沿革」の写し等、当該その他の営業所が10年以上営業していることを証する書類 各1部

4 提出先及び照会先

柏崎地域振興局地域整備部 業務課業務係（Tel.0257-21-6302）

5 その他

- (1) 地域貢献地元企業として認定されても、入札において指名することを保証するものではありません。
- (2) 認定の有効期間は令和10年5月31日までです。
- (3) 原則電子入札により実施します。